

埼玉県早期不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 晩婚化の進展に伴い、年齢を重ねるほど妊娠率は下がり妊娠・出産に係るリスクが高まる中で、子どもを望む夫婦に対し不妊治療に係る費用の負担軽減を図り、もって少子化社会対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定不妊治療」とは「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「不妊に悩む方への特定治療支援事業」または「埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱」別添17の2に定める「不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)」における特定不妊治療及び特定不妊治療の一環として実施される男性不妊治療をいい、「埼玉県不妊治療費助成事業等」は、県及び第2項における県内の指定都市等が実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」または「不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)」をいう。

2 この要綱において、「指定都市等」とは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は市町村とする。

(助成対象者)

第4条 助成の対象者は、各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 夫婦の双方又は一方が、当該事業を実施する市町村内に申請時に住民登録がある者

(2) 埼玉県不妊治療費助成事業等の初回助成に係る、治療開始時の妻の年齢が35歳未満である夫婦

(助成対象となる不妊治療)

第5条 助成の対象となる特定不妊治療は、当該年度に埼玉県不妊治療費助成事業等の初回助成の対象(ただし、埼玉県不妊治療費助成事業実施要綱及び県内指定都市等実施要綱別表1のC及びFの治療を除く)となったものとする。

(助成額及び助成回数)

第6条 助成額は前条に係る費用のうち、県の支給決定額を除いた金額とする。ただし、

1, 000円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てるものとし、上限額を10万円とする。

2 助成回数は1組の夫婦につき1回限りとする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者は、早期不妊治療費助成事業申請書(様式1号)及び次の各号に掲げる書類を添えて市町村長に提出するものとする。

- (1) 埼玉県不妊治療費助成事業等助成金支給決定通知書の写し
「以下「決定通知書」という。」
- (2) 埼玉県不妊治療費助成事業等不妊治療実施証明書の写し
- (3) 治療費の領収書(原本)
- (4) 住所を確認できる書類
- (5) 助成金の振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号がわかるものの写し

2 第1項第4号については、地域の実情に応じ申請者の同意を得た上で住民基本台帳等の確認を行うことにより提出を省略できる。

3 申請者の希望により第1項第3号の領収書を返却する際は、原本確認後、領収書に申請済みである旨を証明するゴム印を押印する。

(申請期限)

第8条 第7条に定める申請の期限は、治療終了日の属する年度の末日または決定通知書施行日から60日を経過した日のうち、いずれか遅い日とする。ただし、この期限内で市町村長が別に提出期限を定める場合はこの限りでない。

2 前年度の治療であっても、前項の規定を適用する。

(助成の決定)

第9条 市町村長は、申請書を受理したときは速やかにその内容の審査を行い、助成の可否を決定する。

2 市町村長は、前項の規定により助成することを決定したときは、早期不妊治療費助成事業助成決定通知書(様式2号)によって当該申請者に通知する。

3 市町村長は、第1項の規定により助成しないことを決定したときは、早期不妊治療費助成事業不承認決定通知書(様式3号)にその旨及び理由を明示し、当該申請者に通知する。

4 助成対象年度は申請日を基準とする。

(返還)

第10条 市町村長は、虚偽その他の不正手段により助成を受けた者に対して、助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳)

第11条 市町村長は、助成決定の状況を明確にしておくため、早期不妊治療費助成事業台帳(様式4号)を備えつけ、適正に管理するものとする。

(指定都市等)

第12条 指定都市等が第2条に掲げる助成事業と合わせてこの事業の支給決定事務を実施する場合は、第4条から第6条を満たすものであれば、第7条から第9条の規定は適用しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、平成30年2月1日から3月31日までに特定不妊治療が終了したものについての申請期限は、平成30年5月31日と決定通知書の施行日から60日を経過した日のいずれか遅い日とする。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。